

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 京セラ株式会社 様 〒612-8501 日本国 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 18P01757W00	発送日 (日.月.年) 28.01.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046133	国際出願日 (日.月.年) 26.11.2019	優先日 (日.月.年) 27.11.2018
国際特許分類 (I P C) H05B 47/115(2020.01)i; A61L 2/10(2006.01)i; H01L 33/00(2010.01)i FI: H05B37/02 H; A61L2/10; H01L33/00 L		
出願人 (氏名又は名称) 京セラ株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についての P C T 規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の欠陥
- 第 VIII 欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">09.01.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">安食 泰秀 3X 3740</p> <p style="text-align: center;">電話番号 03-3581-1101 内線 3371</p>
---	--	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-17	有
	請求項	1-3	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-17	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-17	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : JP 2009-238454 A (パナソニック電工株式会社) 15.10.2009(2009-10-15) [0017], [0029]-[0043], 図2, 6-7

文献2 : JP 2017-027960 A (株式会社遠藤照明) 02.02.2017(2017-02-02) [0034] & WO 2014/203537 A1, [0034]

文献3 : JP 6-223975 A (積水化学工業株式会社) 12.08.1994(1994-08-12) [0017]

文献4 : JP 2016-200913 A (大日精化工業株式会社) 01.12.2016(2016-12-01) [0070]

文献5 : JP 2010-526696 A (フィリップス ソリッドステート ライティング ソリューションズ インコーポレイテッド) 05.08.2010(2010-08-05) [0055]-[0056] & US 2008/0122376 A1, [0074]-[0075] & EP 2082621 A2 & KR 10-2009-0082276 A

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、「360~430nmの波長範囲に第1ピーク波長を有するとともに、430~700nmの波長範囲に第2ピーク波長を有する光を発光する発光装置(「可視光源、非可視光源」が相当)と、前記発光装置から発光された光の発光スペクトルを制御する制御部(「制御部500」が相当)と、センサ部を有するとともに、前記制御部に前記センサ部で受信した信号を送信するセンサ(「画像センサ100S」が相当)と、を備えており、前記制御部は、前記センサで検知した信号に基づいて前記発光スペクトルを制御する照明装置」と記載されている。

請求項4に係る発明は、文献1、及び、国際調査報告で引用された文献2より、進歩性を有しない。

文献2には、無線通信によって検知した信号を送信することが記載されている。

請求項5-6に係る発明は、文献1-2、及び、国際調査報告で引用された文献3より、進歩性を有しない。

文献3には、赤外線センサを有することが記載されている。

請求項7-8に係る発明は、文献1-2、及び、国際調査報告で引用された文献4より、進歩性を有しない。

文献4には、微粒子センサ、または、臭気センサを有することが記載されている。

請求項9に係る発明は、文献1-2、及び、国際調査報告で引用された文献5より、進歩性を有しない。

文献5には、細菌検出センサを有することが記載されている。

請求項10に係る発明は、文献1-5より、進歩性を有しない。

文献1には、照明器具を制御する制御部500を有することが記載されている。

ここで、照明器具の電圧および/または電流を制御することに何ら困難性はない。

請求項11-13に係る発明は、文献1-5より、進歩性を有しない。

文献1には、可視光源を有する照明器具LA1、LA2と非可視光源を有する照明器具LB1、LB2とを有することが記載されている。

ここで、該照明器具のいずれかを発光させるために、選択することに何ら困難性はない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

請求項14に係る発明は、文献1-5より、進歩性を有しない。

文献1には、照明器具を制御する制御部500を有することが記載されている。

また、文献1には、可視光光源を有する照明器具LA1、LA2と非可視光光源を有する照明器具LB1、LB2とを有することが記載されている。

ここで、照明器具の1つの発光強度を調整することに何ら困難性はない。

請求項15-16に係る発明は、文献1-5より、進歩性を有しない。

文献1には、UVBまたはUVCの波長域の非可視光を用いることが記載されている。

請求項17に係る発明は、文献1-5より、進歩性を有しない。

文献1-5に記載されているとおり、複数のセンサを用いることに何ら困難性はない。